## ニュースリリース 平成 27年 9月 17日

## 基幹システム共同化参加行との「大規模災害発生時の相互支援協定書」の締結について

株式会社常陽銀行(頭取 寺門 一義)、株式会社百十四銀行(頭取 渡邊 智樹)、株式会社十六銀行 (頭取 村瀬 幸雄)、株式会社南都銀行(頭取 橋本 隆史)および株式会社山口フィナンシャルグループ (社長 福田 浩一)の基幹システム共同化参加行(以下、参加行)は、平成27年9月16日(水)に「大規模 災害発生時の相互支援協定書」を下記のとおり締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本協定の締結に先立ち、台風第 18 号等による大雨・洪水災害に対する支援として当行に対し他の 参加行から飲料水等の支援物資のご協力をいただいております。ご協力いただきました支援物資は当行の 支援物資と併せて被災地にお届けしております。

記

## 1. 協定の概要

参加行の営業地域において、大規模災害が発生した場合に、被災行の営業地域における金融機能の維持または早期復旧を図るため、以下の項目について相互に支援いたします。

「大規模災害」とは、大規模地震災害、津波災害、大雨・洪水災害、新型インフルエンザ等の重大な 感染症のまん延、テロ等を要因として、営業地域の金融機能の維持に大きな支障を来たす災害をいいます。

## 2. 支援項目

- (1) 共同化システムの資源(共用システム、開発要員)の融通
- (2) 窓口端末や ATM の本体・消耗品等の提供・貸与
- (3) 飲料水、食料品、生活支援物資等の提供
- (4) 車両、通信機器等の貸与
- (5) 燃料調達の斡旋
- (6) 避難場所や宿泊施設の提供
- (7) 仮店舗等の施設の提供
- (8) 応急復旧等に必要な要員の派遣
- (9) その他必要な支援

以上